

2017年6月22日

役員等に対する報酬等について

社会福祉法人 緑の丘福祉会

社会福祉法人緑の丘福祉会においては、評議員、理事、監事に対する報酬は、無報酬とする旨定款において規定している。また、評議員選任・解任委員については、評議員選任・解任委員会運営規則において、その報酬を無償とする旨定めている。従って、特段「報酬等の支給基準」を定める必要がない。

なお、緑の丘福祉会の職員を兼ねる理事及び評議員選任・解任委員については、職員としての給与のみが支給されており、それ以外に役員等を兼任することに基づく追加の報酬は支給していない。

【参考】

定款の該当条項抜粋

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。

評議員選任・解任委員会運営規則の該当条項の抜粋

(報酬)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。